

業務名：令和6年度港湾物流グランドデザイン（仮称）策定検討業務委託

企 画 提 案 仕 様 書

1. 業務名

令和6年度港湾物流グランドデザイン（仮称）策定検討業務委託

2. 業務期間

契約締結日の翌日から令和7年3月24日まで

3. 業務の目的

沖縄県の港湾物流については、「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」において、今後の港湾物流施策を分野横断的に総合的に推進するための港湾物流グランドデザインを描き、拠点港湾の機能分担・有機的連携を総合的、戦略的に推進する旨が示されている。

一方、拠点港湾である那覇港及び中城湾港においては、各々の長期構想の中で、各々の将来像や両港相互間の連携に関する記載はあるものの、沖縄本島の港湾物流全体としての将来像や相互連携に関する具体的な施策等が示された計画等は無いためである。

これを踏まえ、沖縄県では、沖縄本島における拠点港湾（那覇港、中城湾港、本部港）（以下、「本島拠点港湾」）について、各港湾の課題や長期構想等を踏まえ沖縄本島の港湾物流全体としての目指すべき将来像を示すとともに、それを実現化していくために必要な港湾間の機能分担、有機的連携に関する戦略的な施策等を示す「沖縄本島における港湾物流グランドデザイン(仮称)」を作成することとしている。

本業務では、「沖縄本島における港湾物流グランドデザイン(仮称)」策定の前段となる、本島拠点港湾における課題等の整理と、既存の長期構想等を踏まえた上での本島拠点港湾全体の目指すべき将来像（案）の検討を行うものである。

4. 業務項目

1) 計画準備

本業務の目的及び内容を把握するとともに、過年度までの検討状況を踏まえ、業務手順及び業務遂行に必要な事項を企画立案する。

2) 関連計画、類似計画等のとりまとめ整理

「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」や「沖縄県総合交通体系基本計画」、「港湾の中長期戦略「PORT2030」」本島拠点港湾の長期構想及び港湾計画等の関連計画をとりまとめ、体系的に整理を行う。

また、「大阪”みなと”ビジョン」や「愛知県港湾物流ビジョン」等の類似計画、「公庫レポート（沖縄振興開発金融公庫）」等の統計資料等を取りまとめ、整理を行う。

3) 現状と課題の整理

下記の既存計画、調査等を踏まえ、各拠点港湾及び沖縄本島全体の港湾物流に関する現状と課題を整理する。沖縄本島全体や拠点港湾間の港湾物流の現状等把握のために必要な追加調査を実施する。

【既存計画、調査】

- ・ 中城湾港長期構想(沖縄県HP参照)
- ・ 中城湾港港湾計画(沖縄県HP参照)
- ・ 那覇港長期構想(那覇港管理組合HP参照)
- ・ 那覇港港湾計画(那覇港管理組合HP参照)
- ・ 沖縄国際物流戦略チーム(沖縄総合事務局HP参照)
- ・ 本部港中長期計画業務(参加申込者に提供予定)

【以下は参加申込者に提供】

- ・ 中城湾港(新港地区)物流マネジメント調査(H14.3)
- ・ 物流効率化に資する中城湾港利用調査報告書(H15.3)
- ・ 中城湾港(新港地区)物流拠点化促進調査業務報告書(H23.3)
- ・ 中城湾港(新港地区)物流拠点化促進調査(H23-2)報告書(H24.4)
- ・ 中城湾港(新港地区)物流拠点化促進調査業務報告書(H24.3)
- ・ 中城湾港(新港地区)物流拠点化促進調査業務(H24)報告書(H25.3)
- ・ 中城湾港(新港地区)物流拠点化促進調査業務(H25)報告書(H25.9)
- ・ 中城湾港(新港地区)物流拠点化促進調査業務(H25-2)報告書(H26.6)
- ・ 平成28年度中城湾港(新港地区)物流拠点化促進調査業務報告書(H29.7)
- ・ 平成29年度中城湾港(新港地区)物流機能促進検討業務報告書(H30.7)
- ・ 平成30年度中城湾港(新港地区)物流機能促進検討業務報告書(H31.3)
- ・ 中城湾港(新港地区)物流機能促進検討業務(R1)報告書(R2.12)
- ・ 令和元年度中城湾港港湾計画調査業務(その1)報告書(R3.3)
- ・ 令和元年度中城湾港港湾計画調査業務(その2)報告書(R3.3)
- ・ 令和2年度中城湾港港湾計画調査業務報告書(R4.3)
- ・ 平成11年度沖縄における港湾機能分担調査報告書(H12.3)
- ・ 平成20年度沖縄を巡る国際物流の効率化に向けた検討業務(H21.3)
- ・ 平成28年度沖縄における新たな港湾施策検討業務(H29.3)

テーマ1：沖縄本島全体や拠点港湾間の港湾物流の現状等把握のために必要な追加調査の具体的な内容について記述してください。

テーマ2：想定される課題のうち、重要性が高いと思われるものを3つ挙げ、それぞれについて有効と思われる対応方策について記述してください。

4) 目指すべき将来像(案)の検討

各拠点港湾の既存計画や3)で整理した課題等を踏まえ、沖縄本島全体の港湾物流に関する目指すべき将来像(案)を検討する。

テーマ3：目指すべき将来像（案）の検討にあたっての留意点とそれに対する提案を記述してください。

5) 打合せ協議

本業務を行うに当たり、以下の段階で調査職員と打合せ・協議（計4回）を行う。

- ① 事前協議
- ② 中間報告（2回）
- ③ 最終報告

6) 報告書作成

本業務は、電子納品対象業務とする。

- ① 電子納品（CD-R） 1式
- ② 報告書（2部）

※成果品の著作権及び所有権は沖縄県に帰属する。

本業務の実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任をもって処理すること。

7) その他

- ① 本仕様書に記載されていない事項及び仕様書等に疑義が生じた場合は、その都度協議し、調査職員の指示を受けなければならない。
- ② 本業務の業務委託料を変更協議する場合及び本業務と関連する業務を本業務受注者と随意契約する場合の変更協議または関連する業務の予定価格の算定にあたっては、本業務の請負比率（当初契約額÷当初設計額）を変更業務価格または関連業務の設計額に乗じた額で行うものとする。
- ③ 業務環境に関しては、業務環境改善実施要領（案）の3. 取組内容について、業務着手時の打合せ時に協議し、取組内容を設定すること。なお、取組内容は打合せ記録簿へ記録すること。
- ④ 業務実施にあたっては、本仕様書の定めその他、特定した企画提案書に拠ること。

5. 企画提案書の内容

1) 業務実施方針（2ページ以内）

本業務を効率的かつ効果的に実施し、所定の目的を達成するために必要な業務実施方針、業務フロー、業務工程計画について記載する。

2) 沖縄本島全体や拠点港湾間の港湾物流の現状等把握のために必要な追加調査の具体的内容について（2ページ以内）

3) 想定される課題のうち、重要性が高いとおもわれるものを3つ挙げ、それぞれについて有効と思われる対応方策について（2ページ以内）

4) 目指すべき将来像(案)の検討にあたっての留意点とそれに対する提案(2ページ以内)

6. 予算に関する要件(契約限度額)

本業務に係る予算(契約限度額)は16,984千円(税込)であり、この範囲内で業務目的を達成するために効率的かつ効果的な企画提案を行うこと。ただし、当該予算は企画提案のために設定した金額であり、契約金額ではない。

7. 提案にあたっての留意事項

- 1) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の契約の仕様書とは異なる場合がある。
- 2) 企画提案が選定された場合においても、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。
- 3) 本仕様書記載の業務の内容については、実施段階で予算や諸事情により変更することがある。

8. 業務の再委託の制限

1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務(以下「契約の主たる部分」という。)については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

① 契約の主たる部分

- ・ 契約金額の50%を超える業務
- ・ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務

2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、企画提案募集要項2(1)から(5)の応募資格に該当しない者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

① その他、簡易な業務

- ・ 資料の収集・整理
- ・ 複写・印刷・製本
- ・ 原稿・データの入力及び集計

9 その他留意事項

- 1) この仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、委託者と受託者の双方が協議して定めるものとする。
- 2) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付する必要がある。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項(※)の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(※) 契約保証金について（沖縄県財務規則抜粋）

第101条 令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

沖縄県管内港湾位置図



業務箇所

業務名称: 令和6年度港湾物流グランドデザイン(仮称)策定検討業務